

著作権保護期間の延長を行わないよう求める請願署名

著作権保護期間を延ばさないでください。 文化共有の青空がしぼんでしまいます。

衆議院議長殿 参議院議長殿

【請願趣旨】

インターネットの電子図書館、青空文庫では、延べ680名をこえるボランティアが用意した、6300あまりの著作権保護期間を過ぎた作品が公開されています。1997年から、この仕組みを育て、使っていく中で、私たちは、著作物を利用する新しい可能性が開けたことを痛感してきました。

電子化は、収蔵と配布のコストを大幅に下げ、世界中のどこからでも利用できる図書館型の施設を、費用をかけずに整えて維持する道を開きました。さまざまな機器による、さまざまな「読み方」も可能になりました。作品を音声に変換することで、視覚障害といった、読むことの困難を抱える人たちにも味わってもらえるようになりました。

保護をある時点で終え、そこからは積極的に利用を促して、文化の発展につなげようとする著作権制度の考え方は、インターネットを得て、大きな力を発揮し始めたのです。

作者の存命中に加えて、死後も50年まで保護する従来の設定を守っても、創作活動の支援の水準は、変わらず保てます。一方これを維持すれば、今後は、作品の利用をいっそう促せます。青空文庫だけではありません。音楽、美術、映画などのさまざまな領域で、文化を分かちあう新しい仕組みが、成果を上げていくでしょう。

一部の権利者団体と米政府が求める、死後70年への延長を行えば、誰もが自由に利用できる作品は、さらに20年分、古いものに限られます。翻案や翻訳が制約され、上演や演奏の機会がへって、死蔵作品がふえかねません。

個人の創造力は、生物的な死によって失われることを踏まえれば、死後の保護期間をこれ以上延ばしたとしても、創作に、より手厚い支援を与えられるかは疑問です。

よって私たちは、著作権保護期間の延長に反対いたします。

【請願項目】

著作権保護期間を延ばさないでください。

名前	住所
	都道府県

署名送付締め切り：

2008(平成20)年2月29日

同年3月中の署名提出を予定しています。

※この署名用紙は、コピーしても使えます。

※署名は、本人が行ってください。

※署名したものを、郵送してください。FAXしたもの、署名したもののコピーは、無効です。

※記入していただいた個人情報は、署名提出以外の目的には使いません。



青空文庫

〒160-0008

東京都新宿区三栄町8番37号

<http://www.aozora.gr.jp/>

aozora_shomei@yahoo.co.jp

連絡先及び
署名送付先